

市立小中学校外校舎空調更新等整備事業

(●事業)

基本協定書 (案)

令和 8 年 5 月 8 日

宝塚市

市立小中学校外校舎空調更新等整備事業（●事業）

基本協定書

市立小中学校外校舎空調更新等整備事業（●事業）（以下「本件事業」という。）に関して、宝塚市（以下「市」という。）と●●グループの●●、●●及び●●との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第 1 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、本協定中、次の各号に掲げる用語以外の用語の定義は、募集要項等による。

- (1) 「維持管理企業」とは、●●をいう。
- (2) 「会社役員」とは、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 4 号に規定する会社役員をいう。
- (3) 「学校等」とは、要求水準書「1.2.4.対象施設」記載の宝塚市立小学校●校、中学校●校、特別支援学校●校及び幼稚園●園を個別に又は総称していう。
- (4) 「協力企業」とは、事業者（第 17 号に定義する。）から本件事業に関する業務を直接受託、又は請負う法人を個別に、又は総称していう。
- (5) 「空調設備」とは、対象施設に新設もしくは更新される冷暖房設備等、配管設備、自動制御設備、電気設備、及びその他、校舎等の空調環境のために設置される一切の設備をいう。
- (6) 「LED 設備」とは、対象施設に新たに設置される照明設備、誘導支援設備に関する一切の LED 器具と付随する電気設備のことをいう。
- (7) 「空調等設備」とは、空調設備、LED 設備及び付随して整備する設備をいう。
- (8) 「空調等設備整備の事業管理企業」とは、●●をいう。ただし、工事監理企業は●●をいう。
- (9) 「空調等設備整備の施工企業」とは、●●をいう。
- (10) 「空調等設備整備の設計企業」とは、●●をいう。
- (11) 「警察」とは、兵庫県警察における警察署の署長をいう。
- (12) 「契約期間」とは、事業契約の締結日（効力発生日）から本件事業の完了までの期間をいう。ただし、本件事業の完了日以前に事業契約が解除された場合又は事業契約上の規定に従って終了した場合は、事業契約の締結日（効力発生日）から事業契約が解除された日又は終了した日までの期間をいう。
- (13) 「構成員」とは、事業管理、設計、施工、維持管理を直接受託、又は請け負う法人を個別に、又は総称していう。
- (14) 「構成員等」とは、構成員及び協力企業を個別に、又は総称していう。
- (15) 「事業契約」とは、本件事業の実施に関し、市と事業者との間で締結される、市立小中学校外校舎空調更新等整備事業の事業契約をいう。
- (16) 「事業者」とは、市と事業契約を締結し、本件事業を実施する民間事業者をいう。

- (17)「審査会」とは、市立小中学校外校舎空調更新等整備事業プロポーザル審査会をいう。
- (18)「代表企業」とは、応募を行った企業で構成員を代表する●●をいう。
- (19)「提案書」とは、本選定手続において、優先交渉権者が市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書、その他優先交渉権者が事業契約締結までに市に提出する一切の書類をいう。
- (20)「提案条件」とは、本選定手続において、市が提示した一切の条件をいう。
- (21)「募集要項等」とは、本選定手続に関し、令和●年●月●日に公表された募集要項及び募集要項に添付された要求水準書、事業者選定基準、様式集、その他募集要項と合わせて公表又は配布された資料（公表後の変更を含む。）並びに募集要項等の公表後に受付られた質問に対して市が行った回答及び回答とともに公表又は配布された資料をいう。
- (22)「暴排条例」とは、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年宝塚市条例第 6 号）をいう。
- (23)「暴力団」とは、暴排条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (24)「暴力団員」とは、暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。
- (25)「暴力団等」とは、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者（第 27 号に定義する。）をいう。
- (26)「暴力団密接関係者」とは、暴排条例第 2 条第 3 号に規定する者をいう。
- (27)「本件議決」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 12 条で規定された宝塚市議会の議決をいう。
- (28)「本選定手続」とは、本事業に関して実施された公募型プロポーザル方式による民間事業者の選定手続をいう。
- (29)「役員等」とは、暴排条例第 2 条第 3 号に規定する者をいう。
- (30)「優先交渉権者」とは、本選定手続により、優先交渉権者と決定された、代表企業である●●、及びその他の構成員である●●、●●により構成される各事業者をいう。
- (31)「グループ」とは、提案書で定めた●●グループをいう。

(趣旨)

第 2 条 本協定は、本選定手続により、優先交渉権者が本件事業の事業者として選定されたことを認識し、事業者と市との間の事業契約締結のための市及び優先交渉権者の双方の協力その他本件事業の円滑な実施に必要な諸手続等について定めることを目的とする。

(市及び優先交渉権者の義務)

第 3 条 市及び優先交渉権者は、市と事業者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応し、宝塚市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

- 2 優先交渉権者は、提示条件を遵守のうえ、市に対し提案書を作成し、提出したものであることを確認する。また、優先交渉権者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本選定手続に係る審査会及び市の要望事項を最大限尊重する。

(業務の委託、請負等)

- 第4条 優先交渉権者は、事業予定者として、本件事業に関し、①空調等設備整備の事業管理業務を事業管理企業に、②空調等設備整備の設計業務を空調等設備整備の設計企業に、③空調等設備整備の施工業務を空調等設備整備の施工企業に、④空調設備整備の維持管理業務を空調設備等整備の維持管理企業に、⑤その他の業務を構成員等のうちいずれかに、それぞれ委託し、又は請負わせるものとし、事業管理企業、設計企業、施工企業及び維持管理企業はそれぞれ上記各業務を受託し又は請け負う。
- 2 優先交渉権者は、事業予定者として、設計企業との間では設計業務着手日までに、施工企業及び工事監理企業との間では工事着工日の7日前までに、維持管理企業との間では維持管理業務の開始日の30日前までに、それぞれ各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させるものとし、各契約締結日の14日前までに当該契約の契約書案を、また、各契約締結後7日以内に、当該契約の原本証明付き写しを市に提出する。
 - 3 事業管理企業、設計企業、施工企業及び維持管理企業は、前項に定める期限までに事業者との間でかかる各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結し、かつ、当該契約の締結により受託し又は請負った業務を確実に行わなければならない。
 - 4 事業管理企業、設計企業、施工企業及び維持管理企業は、契約期間中、事業者との間で締結する前2項の各契約上の地位について、市及びすべての構成員等の事前の書面による承認がない限り、譲渡等を行うことはできない。
 - 5 事業管理企業、設計企業、施工企業及び維持管理企業は、第2項及び第3項の各契約に基づき受託し又は請負った業務を第三者に行わせる場合であっても、各契約に定める条件を遵守させなければならない。また、事業管理企業、設計企業、施工企業及び維持管理企業は、第2項及び第3項の各契約に基づき受託し又は請負った業務の全部を第三者に行わせてはならない。

(事業契約)

- 第5条 市及び優先交渉権者は、令和8年●月●旬を目処として、募集要項に添付の事業契約書(案)の形式及び内容にて、宝塚市議会への事業契約に係る議案提出までに、市と優先交渉権者間で事業契約の仮契約を締結できるよう最大限努力する。
- 2 前項の仮契約は、宝塚市議会において本件議決を得たときに本契約として、その効力を生じる。ただし、宝塚市議会において否決されたときは、仮契約は無効とする。
 - 3 市は、募集要項に添付の事業契約書(案)の文言に関し、優先交渉権者から説明を求められた場合、募集要項等において示された本件事業の目的、理念に照らして、その条件の範囲内において、可能な範囲で趣旨を明確化する。
 - 4 市及び優先交渉権者は、事業契約の締結(第2項に基づく本契約としての効力発生をいう。以下同じ。)後も、本件事業の遂行のために協力する。
 - 5 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本条第2項に基づき事業契約が本契約としての効力を生じるまでの間に、本選定手続に関して優先交渉権者に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、市は事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合で

あってもこれを解除することができる。

- (1) 構成員等のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、排除措置命令を受けた構成員等が行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟において請求却下若しくは請求棄却判決がなされ、当該判決が確定したとき、又は、排除措置命令を受けた構成員等が同法第 14 条に定める出訴期間内に抗告訴訟を提起せず排除措置命令が確定（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合も含む。）したとき。
 - (2) 構成員等のいずれかが、独占禁止法第 62 条に規定する課徴金納付命令（以下「課徴金納付命令」という。）を受け、課徴金納付命令を受けた構成員等が行政事件訴訟法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟において請求却下若しくは請求棄却判決がなされ、当該判決が確定したとき、又は、課徴金納付命令を受けた構成員等が同法第 14 条に定める出訴期間内に抗告訴訟を提起せず課徴金納付命令が確定（確定した当該課徴金納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）したとき。
 - (3) 構成員等のいずれかの代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、刑法（昭和 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定する刑が確定したとき、又は、構成員等のいずれか、それらの代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、独占禁止法第 89 条若しくは第 95 条第 1 項第 1 号（独占禁止法第 89 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 構成員等のいずれかの代表者、会社役員若しくは代理人、使用人又はその他の従業者が第 1 号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白になったとき。
- 6 本条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、本条第 2 項に基づき事業契約が本契約としての効力を生じるまでに、構成員等のいずれかが、募集要項等において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。ただし、かかる場合であっても、市は、やむを得ないと認めた場合は、代表企業を除く構成員等の変更又は追加を認めた上で、事業契約を締結することができる。

（暴力団等の排除措置）

- 第 6 条 市は優先交渉権者に対し、構成員等の役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を警察に提供することにより構成員等又はその役員等が暴力団等であるかどうかについて意見を聴くことができる。
- 2 市は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、本件事業の実施以外の業務において暴力団等の排除措置に講ずるために利用し、又は他の実施機関（宝塚市暴力団の排除に関する条例（平成 24 年宝塚市条例第 6 号）第 2 条第 4 号に規定する実施機関をいう。）に提供することができる。
 - 3 構成員等は、事業者から事業契約書の各契約に基づき受託し又は請負った業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であること

が判明したときは、直ちに、その旨を市に報告しなければならない。

- 4 構成員等は、本件事業の実施に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下この号において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を市に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。構成員等が、事業者から事業契約書の各契約に基づき受託し、又は請負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。
- 5 市は、構成員等が、事業者から事業契約書の各契約に基づき受託し又は請負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、構成員等に対し、事業者をして当該構成員等において当該第三者との間で契約を締結させないように求めることができ、当該構成員等に対し、当該第三者との間で契約を締結しないように求めることができる。
- 6 市は、構成員等のいずれか又はそれらの役員等が次の各号に該当するときは、本協定を解除すること、若しくは事業契約を締結しないことができ、また仮契約をしている場合であってもこれを解除することができる。ただし、かかる場合であっても、市はやむを得ないと認める場合は、代表企業を除く構成員等の変更又は追加を認めた上で、事業契約を締結することができ、また、既に仮契約を締結している場合であっても代表企業を除く構成員等の変更又は追加を認めた上で解除せずに存続させることができる。
 - (1) 構成員等にいずれか又はそれらの役員等が暴力団等であることが判明したとき。
 - (2) 構成員等が事業者から事業契約書の各契約に基づき受託し又は請負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
 - (3) 構成員等が前項に規定する市の求めに従わなかったとき、又は前項に規定する構成員等から受託し若しくは請負う第三者が構成員等の指示に従わなかったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、構成員等が正当な理由なく本協定に違反し、その違反により暴力団等を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

（準備行為）

- 第7条 優先交渉権者は、事業契約締結前であっても、自己の責任と費用負担において、市と協議のうえ、市の承諾を得た事項について、本件事業の実施に必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、優先交渉権者の準備行為に協力する。

(事業契約不調の場合における処理)

第 8 条 優先交渉権者の責に帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び優先交渉権者が本件事業の準備に関して支出した費用（ただし、市については令和 8 年●月●日公表された募集要項の作成以降に要した費用とする。）はすべて優先交渉権者の負担とするほか、構成員等は、連帯して、提案価格の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を市に支払うものとし、他方、市は何らの責任も負わない。

- 2 事由の如何を問わず、優先交渉権者の責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び優先交渉権者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とする他、市と優先交渉権者との間には、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。
- 3 事業契約の締結に至らなかった場合において、優先交渉権者は、公募済みの書類を除き、本件事業に関して市から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。
- 4 前項の場合において、優先交渉権者は、本件事業に関して市から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、優先交渉権者は、返却した資料等の一覧表及び破棄した資料等の一覧表を市に提出するものとする。
- 5 本条に定める構成員等の市に対する債務は、事業契約書第 73 条第 3 項から第 8 項に定める事業者の市に対する債務と、金額の等しい範囲内で連帯債務の関係にあるものとする。

(違約金)

第 9 条 事業者は、事業契約締結後において、本選定手続に関し、第 5 条第 5 項各号のいずれかの事由が生じたときは、市が事業契約を解除するか否かにかかわらず、前条第 1 項の金額に加えて、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額に、事業契約上の業務の対価の支払が完了した日（事業契約上の業務の対価を分割して支払う場合において、その全部の支払が完了した日（事業契約上の業務の対価を分割して支払う場合において、その全部の支払が完了していないときは、当該構成員等が第 5 条第 5 項各号のいずれかに該当した日の直前の支払日））を起算日とする事業契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)に規定する財務大臣が指定する率により計算した遅延損害金を加算した額の違約金を市に支払う。契約期間終了後も同様とする。

- 2 前項の場合において、市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について損害賠償請求を行うことができる。
- 3 本条に定める事業者の市に対する債務は、事業契約書第 73 条第 3 項から第 8 項に定める事業者の市に対する債務と、金額の等しい範囲内で連帯債務の関係にあるものとする。

(秘密保持)

第 10 条 市及び事業者又はその他構成員等は、本協定に関する事項につき、相手方の事前の書面による同意を得ずして、これを自己の役員及び従業員、自己の代理人及びコンサルタント及びその代理人以外の第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合、市が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(本協定の変更)

第 11 条 本協定は、市及び事業者の書面での合意による場合にのみ、変更することができる。

(協定の有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約の契約期間の終了時までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 5 条第 5 項、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、本条及び次条の規定の効力は存続する。

(準拠法及び裁判管轄)

第 13 条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は神戸地方裁判所とする。

(協議)

第 14 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と事業者間で協議して定める。

以上を証するため、本協定書を●通作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年（2026年）●月●日

（市）

兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長 森 臨太郎

（事業者）

《グループ》

[グループ名]

<代表企業>

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

<構成員>

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

<構成員>

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]